

- 生産性向上特別措置法（2018年6月施行）に基づき、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、**新技術等実証制度（規制のサンドボックス制度）**が創設。
- 本制度は、期間・参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、円滑な事業化・規制改革を推進する制度。
- 法施行以降、モビリティ、IoT、FinTech、ヘルスケアなど多様な分野で、**21計画140者**が認定。
- 産業競争力強化法改正（2021年6月施行）により、本制度が移管・恒久化。

## ＜制度活用の流れ＞

事業者が主務大臣（事業所管・規制所管）  
に対して実証計画を申請

主務大臣から評価委員会に認定に係る見解を送付

評価委員会の開催

主務大臣が実証計画を認定

事業者による実証の実施

主務大臣による規制の見直し等の検討・実施

## ＜規制の見直し・新たなビジネスにつながった事例＞

**事例1：不動産の賃貸契約時における書面交付の電子化に関する実証**

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、借地借家法における書面交付の電子化。

**事例2：少額のP2P保険に関する実証**

日本では前例のない事後払い型のP2P保険（わりかん保険）について実証を行い、安定的な運営が可能であることが立証。

実証後、新たに10億円の資金を調達し、当該P2P保険の事業拡大につながっている。